

平成19年04月21日（土）15:00～18:00 場所：大津市ふれあいプラザ 5階 中会議室
 テーマ：『建築士と建築士会の資質の向上と社会的地位の向上』 サブテーマ～建築士法等の改正について～
 建築士法等の一部改正（平成18年12月20日公布）についての概要を5項目に絞り意見交換をワークショップ形式にて討論を行った。
 概要説明は、滋賀県土木交通部建築課主任技師 大西 幸一
 参加者：滋賀県建築士会青年部会員 12名、近建青委員 9名

Aグループ 竹谷、杉村、野邑、松井、内海				
項目	肯定	否定	疑問	その他・まとめ
1. 建築士の資質、能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な講習については「良」。 ただ、内容も問われる。考査等・・・ 資質・能力の向上の内容に、CPD制度をからめられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築士試験の受験資格の限定 ※設計・工事監理業務 実務試験のみにするのは範囲を限定しすぎる。 指定講習会は士会で行っても良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕事をしていない建築士について 何かしらの対応が必要では？ 	<ul style="list-style-type: none"> 追加項目として市民活動参画 地口口認知
2. 高度な専門能力有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 専門的に分化するのは良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 構造設計一級建築士等との関係的に対等でないといけないのではないのでしょうか？ 未資格者の業務のかかわりができなくなるのでは？ 	<ul style="list-style-type: none"> 構造・設備設計一級建築士の新設制度において、5年以上の設計実務経験を要件としているが、工事監理実務についても用件を広げてはどうか？ 高度な専門能力について、高度な専門も作り、またチェック機関も作り、確認のスムーズ化が損なわれる。 ピアチェック等の費用・期間は一般ユーザーへのPRは？ 設備設計一級建築士は可能かどうか 	
3. 設計・工事監理業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 設計完了時において、法的規制等を説明することも必要。 管理建築士の要件強化は良い。 一括再委託禁止は良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護に逆行している。 ※公表範囲の決定待ちですが 	<ul style="list-style-type: none"> 情報開示と個人情報保護の問換。 設計契約があいまいな状況においては事前事項説明の時期が不明確では？ 	
4. 団体による自立的な監督体制の確立		<ul style="list-style-type: none"> 事務局の体制強化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情解決業務ができるのか？ 建築士会等による自律的～研修など各県足並み一緒？ 地域色出すのか？ 	
5. 建設工事の施工の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事の施工の適正化にあたり、監理技術者の配置要件を学校・病院の他、重要性の高い民間建物にも拡大。 専任要件を厳格化。 			
その他・まとめ				

Bグループ 藤本、大塚、平井、片淵、清水				
項目	肯定	否定	疑問	その他・まとめ
1. 建築士の資質、能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・定期講習は賛成。内容、十分検討必要。 ・中身のある講習 ・試験を強化。 ・定期講習会は賛成。内容は、専門分野のみならず一般教養や社会情勢等も含むべき。建築士の社会的役割 ・各部門により必要な事項の講習。 			
2. 高度な専門能力有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化		<ul style="list-style-type: none"> ・とりあえず、厳しくするのはOK！ ↓ ・今後は有能な建築士が残り、廃止。 ・特殊な建物は仕方がないが、マンション・事務所・工場であれば、代表的な建物についてマニュアル等を作成し、建築士であればある程度安全がチェック出来る環境を構築すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備設計はどうするの？ ・仕事を出すところなくなる。 ・設備設計一級建築士、今現在取れる人がいるのか？ 	
3. 設計・工事監理業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者保護の観点からはいた仕方なし。 ・設計・工事監理業務の適正化はOK。 ・個人情報の開示まで必要か疑問。 ・消費者には安心を与える意味では良いが無駄に書類だけが増えるのは良くない。 			
4. 団体による自立的な監督体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・団体による管理体制をとり、責任と自覚を促すことが大切。 ・傷つくことはいた仕方なし、苦情処理はすべき、但し弁護士会や司法書士会等との連携が必要。 			
5. 建設工事の施工の適正化			<ul style="list-style-type: none"> ・技能者育成も、合わせて取り組むべき。 	
その他・まとめ				

Cグループ 沢田、松宮、高橋、久保田、本村				
項目	肯定	否定	疑問	その他・まとめ
1. 建築士の資質、能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・「義務付け」するのは良い。 ・ユーザーにとっては良いこと。 ・制度の内容が社会のニーズに合わなくなってきた点は現状に合う形で改めるべきではある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期講習について、内容が悪い。 ・定期講習については公的機関で行う方が良いと思う。 ・既得権(予算、営業)を手放したくない組織の都合が、強引に押し通されている。 ・定期講習の登録制度はもしかして官僚の天下り先を増やすことにならないの。 ・行政システムの組織の仕事を作り出す必要上で作られる制度が多すぎる。 ・受験資格の見直しは、設計系に限られるのは納得がいかない。施工者や教育者は一級建築士になれないのか。 ・受験資格の見直しは必要か。 ・受験資格の見直しは無意味に近い、受かる者は受かる、落ちる者は落ちる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今日の不祥事が試験によってどうこうという問題か。 ・講習の内容は？ 団体はどこ ・講習機関の公的な位置付け(みなし公的機関とか) ・建築士会では定期講習できないの？ 	
2. 高度な専門能力有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・構造・設備の専門化に伴い、責任明示化は必要。 ・国民へのアピールなら、今後報酬のUPになるかも。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全くもってナンセンス。 ・構造事務所、必要があるのか？ ・二重チェックは必要か？金の問題。 		
3. 設計・工事監理業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・良いと思う。 ・免許書の交付など良い。 ・管理建築士の事前説明は良い。 ・消費者への情報開示不足は改めなければならない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・宅建主任のごとくの説明が何に有効なのか 	
4. 団体による自立的な監督体制の確立			<ul style="list-style-type: none"> ・どこが対応するのか？ 	
5. 建設工事の施工の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者不足に陥るかも。 	<ul style="list-style-type: none"> ・何をするのか 	
その他・まとめ				